解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月一日付で社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

東京都大田区池上七丁目六番一〇号ヴィクトワール池上二〇一　医療法人社団松栄会

清算人　小松　綠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

神奈川県座間市相模が丘一丁目二八番八号　医療法人社団山下整形外科

清算人　山下　紘子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年九月二十日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

滋賀県長浜市元浜町七番五号　長浜駅東地区市街地再開発組合

清算人　草野　勉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月十一日京都府知事の認証により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

京都市左京区田中南西浦町八二番地三三　宗教法人光澤寺

清算人　本多　円了

解散公告（第三回）

当社は、昭和五十九年十二月二日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

札幌市白石区（札幌市菊水北町七丁目二二番地）　村山建設工業株式会社

代表清算人　村山　實

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年八月三十一日山梨県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

山梨県南都留郡富士河口湖町小立七四九番地　富士河口湖町小立土地区画整理組合

代表清算人　倉沢　宗治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

長野県須坂市大字亀倉四三四番地　亀倉生産森林組合

代表清算人　駒津愛一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年五月十五日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十九年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

滋賀県大津市神領三丁目二一番二号上勘ビル一階　医療法人真和会若松医院

清算人　若松真千子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに平成二十九年八月四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

熊本県菊池郡菊陽町光の森四丁目四番地一　医療法人社団武蔵会

清算人　笹原　駿

第二十九期決算公告

平成二十九年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	六、八二〇
固定資産	八二七
合計	七、六四七

負債及び純資産の部

流動負債	二、三〇二
賞与引当金	四一九
工事損失引当金	一
固定負債	一九四
株主資本	四、九二五
資本金	四六〇
資本剰余金	三二七
資本準備金	二二一
その他資本剰余金	一〇五
利益剰余金	四、一三七
利益準備金	七三
その他利益剰余金	四、〇六四
評価・換算差額等	二二五
その他有価証券評価差額金	七、六四七
合計	五一九

（注）当期純利益

平成二十九年十月十日

東京都港区新橋六丁目一番一一号　株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

配当公告

香川県観音寺市栄町一丁目四番五五号　破産者　株式会社佐藤機鋼商会

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十八年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金三五三、五二二、六〇一円

一、配当することのできる金額　金一二〇、五一一、二五七円

平成二十九年十月十日

香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号　グランシャトー坂本二階　有明法律事務所

破産管財人　弁護士　安藤　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南七条西一四丁目一三六一番地一、最後の住所札幌市中央区北七条西一六丁目一番地五四パールコート桑園中央弐番館七〇七号　被相続人　亡　加藤喜八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十日

事務所札幌市中央区大通西一四丁目三番二八号ＳＳＴビル三階　札幌碧法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大曲　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所神奈川県相模原市橋本五八三番地二　被相続人　亡　青山　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関口　和矢